

小樽商科大学国際交流科目規程

(平成11年3月19日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則（以下「学則」という。）第22条第3項の規定に基づき、国際交流科目に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 国際交流科目は、次の各号に定める授業科目とする。

(1) 別表に掲げるグローバル教育プログラム科目群の授業科目（以下「グローバル科目」という。）

(2) 小樽商科大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学等に留学して履修した授業科目（以下「外国で履修した科目」という。）

2 本学の学生が、グローバル科目を履修した場合には、学則第20条第1項第1号及び第2号の授業科目の一つに区分する。

(授業科目の履修)

第3条 グローバル科目を履修しようとする者は、所定の期間内に届け出て承認を受けなければならない。

(科目修了の認定)

第4条 グローバル科目の修了認定は、科目試験及び提出された研究報告書の審査によって行う。

(科目試験)

第5条 科目試験は、定期及び随時に行う。

(単位の認定)

第6条 外国で履修した科目の単位は、当該大学等が発行する公式の成績証明書に基づき、グローバル戦略推進センターグローバル教育部門運営会議が認定する。

(成績)

第7条 国際交流科目の成績評価は、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（60点未満）とし、秀、優、良、可を合格とする。

(事務)

第8条 国際交流科目に関する事務は、学生支援課において、教務課の協力を得て行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、国際交流科目に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年11月8日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

2 平成18年3月31日以前に入学した者の国際交流科目の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年9月28日から適用する。

2 平成27年3月31日以前に入学した者の国際交流科目の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別 表 (グローバル教育プログラム科目群)

授 業 科 目	単位数	本学の学生が履修した場合の配当基準年次及び授業科目区分	
		配当基準年次	授業科目区分
グローバルマネジメント入門	2	I	
ビジネス経済学 I	2	I・II	学科科目(経済学科・発展科目)
ビジネス経済学 II	2	I・II	学科科目(経済学科・発展科目)
実証研究入門	2	II	学科科目(経済学科・発展科目)
国際経済学	2	II	学科科目(経済学科・基幹科目)
グローバルフィールドワーク I	2	III・IV	学科科目(経済学科・発展科目)
グローバルフィールドワーク II	2	III・IV	学科科目(経済学科・発展科目)
日本経済	2	II	学科科目(経済学科・発展科目)
アジア太平洋経済協力	2	III	学科科目(経済学科・発展科目)
アジア太平洋におけるマーケティング戦略	2	III	学科科目(商学科・発展科目)
世界の中の日本企業	2	III	学科科目(商学科・発展科目)
日本的経営入門	2	II	学科科目(商学科・発展科目)
グローバル特講	2	III・IV	
グローバルインターンシップ I	2	I	
グローバルインターンシップ II	2	I	
グローバルセミナー I	2	I	
グローバルセミナー II	2	II	
グローバルセミナー III	2	III・IV	
グローバルセミナー IV	2	III・IV	
研究論文	2	III・IV	